

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年9月25日

【発行者の名称】

株式会社ウイズ・ワン
(WISS1 Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 井手 浩太

【本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋大伝馬町6番8号

【電話番号】

(03)5623-6711 (代表)

【事務連絡者氏名】

代表取締役専務 幸 隆志

【担当 J - A d v i s e r の名称】

三田証券株式会社

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 門倉 健仁

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町3番11号

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://mitasec.com/disclosure/>

【電話番号】

(03)3666-0011

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社ウイズ・ワン

<https://www.wiss1.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
会計期間	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	自 2026年1月1日 至 2026年6月30日	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日
売上高 (千円)	1,084,763	1,060,430	1,253,079	2,156,871	2,247,263
経常利益 (千円)	131,450	85,686	66,025	214,664	150,077
中間（当期）純利益 (千円)	10,774	59,976	46,208	70,280	106,332
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
発行済株式総数 (株)	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
純資産額 (千円)	381,697	494,383	576,784	441,199	540,847
総資産額 (千円)	1,206,527	1,259,717	1,381,217	1,278,381	1,382,857
1株当たり純資産額 (円)	4,241.09	5,493.15	6,408.72	4,902.21	6,009.42
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	75.0 (—)	115.0 (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	119.72	666.41	513.43	780.89	1,181.47
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.6	39.2	41.8	34.5	39.1
自己資本利益率 (%)	2.8	12.8	8.3	17.2	21.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△75,027	7,554	47,071	62,909	75,670
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△17,581	△39,667	△24,415	△58,719	△72,497
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△6,963	△33,958	△17,369	△39,232	△37,425
現金及び現金同等物の中間 期末（期末）残高 (千円)	248,692	247,152	284,257	313,223	278,971
従業員数 (人)	200	227	259	199	226

- (注1) 当社は連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度又は中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- (注2) 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
- (注3) 1株当たり配当額について、第26期中、第27期中及び第28期中は中間配当を行っていないため記載しておりません。
- (注4) 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注5) 従業員数は就業人員であります。
- (注6) 第26期及び第27期の財務諸表については特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。第26期中及び第27期中の中間財務諸表については特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けております。また、第28期中の中間財務諸表については特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当事業年度より、当社内の組織変更に伴って業績管理の方法を一部見直したことにより、従来の「システム開発事業」及び「インフラ事業」の区分から、「システムインテグレーション事業」及び「AIソリューション事業」の区分へと変更いたしました。

当社では、システムインテグレーション事業及びAIソリューション事業を主体とするソリューションサービス事業を行っております。各拠点で事業の内容は同様であります。全社として営業先の開拓、人材育成に注力しており、長期的視点で拡大を目指しております。

各事業の内容は次の通りであります。なお、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) システムインテグレーション事業

堅牢なITインフラの構築から、ビジネスの変化に柔軟に対応するアプリケーションの開発、そして安定的なシステム運用まで、企業のITライフサイクルをトータルで支える中核事業であります。本事業は、以下の3つの業務領域で構成されております。

① 各種システムの設計、開発及び保守業務

金融・保険、製造業、通信、官公庁・自治体など、幅広い業種の顧客ニーズに応じた業務アプリケーションや社内基幹システムの設計・開発を行っております。また、システム稼働後の法改正や業務変更に伴うメンテナンス・保守業務も一貫して提供し、顧客の長期的なシステム資産の価値維持に貢献しております。

② 受託開発業務

要件定義から基本設計、製造、テスト、そしてリリースに至るまでの全工程を、自社内で一括して引き受ける受託開発体制を構築することにより、高品質・短納期・コスト最適化を実現し、顧客のコアビジネスに直結する戦略的システムの構築を支援しております。

③ サーバ・ネットワーク構築及びシステム運用保守業務

企業のIT基盤となるオンプレミス環境及びクラウド環境（AWS、Azure等）におけるサーバ設計・構築、ならびに安全で堅牢なネットワークインフラの設計・構築を提供しております。その中で、セキュリティ対策や冗長性を考慮した、止まらないITインフラの実現を強みとしております。また、導入されたシステムやインフラ環境が安定稼働するように監視、障害対応、パフォーマンスチューニングなどの運用管理サービスを提供しております。

システムインテグレーション事業 業種と事例

金融・保険

- ・ 生保・損保基幹システム（オープン化・再構築）
- ・ オンライン証券基幹システム・NISA対応
- ・ クレジットカード加盟店管理システム
- ・ デジタルアセット管理・ブロックチェーン基盤
- ・ 電子債権記録システム基盤構築

流通・製造

- ・ 自動車部品表（BOM）システム再構築
- ・ カーナビソフトウェア無線配信（OTA）システム
- ・ タイヤ販売管理・倉庫管理（WMS）システム
- ・ 国際物流・海外引越業務システム
- ・ 鉄道車両開発・制御系システム

官公庁・公共

- ・ 省庁会計・労働保険徴収システム次期更改
- ・ 国税システム クラウド移行（マイグレーション）
- ・ 裁判所執行倒産Web手続きシステム
- ・ 公営競技（競馬・競輪）統合システム再構築
- ・ 自治体市民サービス・デジタル化支援

社会インフラ・一般

- ・ 全国銀行データ通信基盤システム構築
- ・ グループ企業向け人事給与・会計基幹システム
- ・ ServiceNow・Kintone導入・業務開発
- ・ パーソナルデータ管理・活用プラットフォーム
- ・ 社内統合ポータル・経営ダッシュボード構築

(2) AIソリューション事業

最先端の人工知能（AI）技術や機械学習アルゴリズムを活用し、顧客のビジネスプロセスの自動化、データ駆動型意思決定支援、及び新規ビジネスの創出を牽引する成長事業であります。具体的には、画像・音声認識、自然言語処理による業務効率化ツールの開発、ビッグデータ解析による需要予測やマーケティング最適化など、顧客の課題に合わせたテーラーメイドのAIソリューションを提供しております。

また、概念実証（PoC）の実施から、実際の業務システムへのAIモデルの組み込み・実装、その後の精度向上（再学習）に至るまで、伴走型の支援体制を確立しております。

提供事例 1：汎用機ソフトウェアのマイグレーション（工数60%削減）



提供事例 2：広報業務のAI効率化・戦略立案（資料作成時間85%削減）



事業系統図



（注）顧客企業からの開発受託、およびパートナー企業への委託における業務連携の流れを示しています。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数(人)	259
---------	-----

（注1）従業員数は就業人員であります。

（注2）当社は、システムインテグレーション事業及びAIソリューション事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における世界経済は、生成AIをはじめとするテクノロジー分野への旺盛な投資や米国の底堅い内需が景気を下支えた一方、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の上昇やインフレ再燃懸念により、全体として先行き不透明な状況で推移いたしました。

日本経済は、高水準な賃上げの継続による所得環境の改善や堅調な設備投資、輸出の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調を維持いたしました。しかしながら、円安の長期化や原材料価格の高騰が物価上昇を一段と押し上げ、個人消費の購買力を下押しするなど、国内の経営環境は引き続き一進一退の予断を許さない状況が続きました。

当社が属する情報サービス産業においては、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）投資やITインフラの刷新需要が業種を問わず引き続き旺盛であり、市場環境は堅調に推移いたしました。その一方で、業界全体におけるIT人材の不足は一段と深刻化しており、技術者の採用・確保が各社の成長を左右する極めて重要な経営課題となっております。

このような環境下において、当社は既存顧客とのリレーション強化による受注拡大に注力してまいりました。特に、深刻を極めるIT人材不足という構造的課題を解決し、旺盛な需要を確実に取り込むための成長戦略として、地方都市における潜在的な優秀層の採用・育成に取り組みました。これらの結果、売上高は1,253,079千円（前年同期比18.2%増加）、営業利益は59,262千円（同21.1%減少）、経常利益は66,025千円（同22.9%減少）、中間純利益は46,208千円（同23.0%減少）となっております。

なお、当社は、システムインテグレーション事業及びAIソリューション事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメントごとの記載に代えて、事業別に記載いたします。

[システムインテグレーション事業]

売上高は1,221,539千円（前年同期比15.8%増加）となりました。これは主に、新規プロジェクトの受注及び既存プロジェクトの拡大に伴う稼働率の上昇によるものであります。

[AIソリューション事業]

売上高は31,540千円（前年同期比440.1%増加）となりました。これは主に、新規プロジェクトの受注増加によるものですが、当該事業は前年に事業を開始し、売上の比較対象となる基盤が小さいためであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は284,257千円（前事業年度末比5,286千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は47,071千円（前年同期は7,554千円の獲得）となりました。主な増加要因は税引前中間純利益の計上66,025千円、売上債権及び契約資産の減少額31,501千円等、主な減少要因は法人税等の支払額33,268千円、未払消費税等の減少額11,771千円、未払金の減少額10,612千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は24,415千円（前年同期は39,667千円の使用）となりました。主な減少要因は定期預金等の預入による支出131,576千円、有形固定資産の取得による支出8,440千円等、主な増加要因は定期預金の払戻による収入122,376千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は17,369千円（前年同期は33,958千円の使用）となりました。減少要因は長期借入金の返済による支出96,219千円、短期借入金の純減少額10,800千円、配当金の支払額10,350千円、増加要因は長期借入れによる収入100,000千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、システムインテグレーション事業及びAIソリューション事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産、仕入実績

生産実績について、該当事項はありません。また、仕入実績については、金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 受注実績

受注実績については、金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門ごとに示すと、以下の通りであります。

事業部門の名称	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	前年同期比 (%)
システムインテグレーション事業 (千円)	1,221,539	15.8
AIソリューション事業 (千円)	31,540	440.1
合計 (千円)	1,253,079	18.2

(注1) 当中間会計期間より、従来のシステム開発事業及びインフラ事業の区分から、システムインテグレーション事業及びAIソリューション事業の区分へと変更しておりますが、前年同期比は、前中間会計期間の販売実績を変更後の区分方法により組み替えたものに基づいて算定しております。

(注2) 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下の通りです。

相手先	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)		当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
TDCソフト(株)	313,121	29.5	299,672	23.9
富士通(株)	182,934	17.3	169,380	13.5
(株)キューブシステム	85,497	8.1	147,726	11.8

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年3月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは三田証券株式会社（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。当該契約における義務及び契約解除に関する条項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」とします）において下記の事象が発生した場合には、三田証券株式会社（以下「乙」とします。）からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態になった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以

内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続き又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合
当該再生計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には、当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払い不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再生計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の連携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下 本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲が財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が

不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる株の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式合併その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合
このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。
なお、本発行情報公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は948,939千円で、前事業年度末に比べ166,247千円増加しております。主な増加要因は現金及び預金の増加202,472千円等、主な減少要因は、売掛金及び契約資産の減少31,501千円等であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は432,277千円で、前事業年度末に比べ167,887千円減少しております。主な減少要因は長期預金の減少187,985千円等であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は552,047千円で、前事業年度末に比べ54,881千円減少しております。主な減少要因は未払法人税等の減少13,555千円、1年内返済予定の長期借入金の減少13,412千円、未払消費税等の減少11,771千円、短期借入金の減少10,800千円、未払金の減少10,612千円等であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は252,384千円で、前事業年度末に比べ17,303千円増加しております。主な増加要因は長期借入金の増加17,193千円等であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は576,784千円で、前事業年度末に比べ35,936千円増加しております。主な増加要因は中間純利益46,208千円の計上による利益剰余金の増加等、主な減少要因は剰余金の配当10,350千円による減少等であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の予定はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の予定はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間会計期間 末現在発行数 (株) (2026年6月30日)	公表日現在 発行数 (株) (2026年9月25日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	360,000	270,000	90,000	90,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株です。
計	360,000	270,000	90,000	90,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年1月1日～ 2026年6月30日	—	90,000	—	45,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
柴田 美知男	神奈川県横須賀市	22,800	25.33
工藤 浩昭	埼玉県ふじみ野市	10,000	11.11
井手 浩太	埼玉県和光市	8,000	8.89
五十嵐 圭	東京都町田市	4,600	5.11
幸 隆志	埼玉県越谷市	4,600	5.11
栗田 基輝	東京都北区	4,200	4.67
平野 隼都	東京都葛飾区	3,900	4.33
小原 紹五	神奈川県横浜市南区	3,300	3.67
吉川 正太	東京都足立区	3,000	3.33
松本 隆裕	神奈川県藤沢市	3,000	3.33
計	—	67,400	74.89

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 90,000	900	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 90,000	—	—
総株主の議決権	—	900	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

(注2) 2026年1月から2026年6月については、売買実績がありません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表日以降、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	448,148	650,621
売掛金及び契約資産	316,760	285,259
前払費用	8,113	7,389
未収入金	5,538	2,710
その他	4,131	2,959
流動資産合計	782,692	948,939
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	47,253	56,121
工具、器具及び備品（純額）	0	0
有形固定資産合計	47,253	56,121
投資その他の資産		
長期前払費用	81,862	87,009
前払年金費用	21,603	23,118
差入保証金	15,667	19,844
保険積立金	100,940	101,253
長期預金	324,043	136,058
その他	8,793	8,871
投資その他の資産合計	552,910	376,155
固定資産合計	600,164	432,277
資産合計	1,382,857	1,381,217

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	90,800	80,000
1年内返済予定の長期借入金	150,340	136,928
未払金	142,480	131,868
未払費用	113,889	115,406
未払法人税等	33,268	19,713
未払消費税等	39,343	27,572
預り金	22,574	21,373
賞与引当金	14,232	18,263
その他	—	922
流動負債合計	606,929	552,047
固定負債		
長期借入金	219,105	236,298
資産除去債務	15,975	16,086
固定負債合計	235,080	252,384
負債合計	842,009	804,432
純資産の部		
株主資本		
資本金	45,000	45,000
利益剰余金		
利益準備金	3,767	4,802
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	491,918	526,742
利益剰余金合計	495,685	531,544
株主資本合計	540,685	576,544
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	161	240
評価・換算差額等合計	161	240
純資産合計	540,847	576,784
負債純資産合計	1,382,857	1,381,217

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30 日)	当中間会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30 日)
売上高	1,060,430	1,253,079
売上原価	791,331	957,240
売上総利益	269,099	295,839
販売費及び一般管理費	※ 193,951	※ 236,576
営業利益	75,147	59,262
営業外収益		
受取利息	245	677
受取配当金	18	18
保険解約返戻金	9,960	1,971
助成金収入	3,626	7,570
その他	420	544
営業外収益合計	14,272	10,782
営業外費用		
支払利息	3,552	3,968
社債利息	4	—
その他	176	50
営業外費用合計	3,733	4,019
経常利益	85,686	66,025
税引前中間純利益	85,686	66,025
法人税等	25,710	19,817
中間純利益	59,976	46,208

【中間売上原価明細書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30 日)		当中間会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30 日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		497,221	62.8	564,483	59.0
II 外注費		281,353	35.6	376,193	39.3
III 経費		12,756	1.6	16,563	1.7
合計		791,331	100.0	957,240	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	85,686	66,025
減価償却費	1,761	2,128
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△2,365	△1,515
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,882	4,031
受取利息及び受取配当金	△264	△695
保険解約返戻金	△9,960	△1,971
助成金収入	△3,626	△7,570
支払利息及び社債利息	3,556	3,968
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△17,517	31,501
長期前払費用の増減額 (△は増加)	8,051	△5,147
未払金の増減額 (△は減少)	△3,512	△10,612
未払費用の増減額 (△は減少)	△4,064	1,517
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△52,709	△11,771
預り金の増減額 (△は減少)	△7,365	△1,201
その他	2,336	5,382
小計	3,889	74,070
利息及び配当金の受取額	262	695
利息の支払額	△3,556	△3,968
法人税等の支払額	△6,627	△33,268
保険解約返戻金の受取額	9,960	1,971
助成金の受取額	3,626	7,570
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,554	47,071
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△413,999	△131,576
定期預金の払戻による収入	377,309	122,376
保険積立金の積立による支出	△2,046	△2,223
有形固定資産の取得による支出	—	△8,440
その他	△932	△4,551
投資活動によるキャッシュ・フロー	△39,667	△24,415
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△25,800	△10,800
長期借入れによる収入	100,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△97,908	△96,219
社債の償還による支出	△3,500	—
配当金の支払額	△6,750	△10,350
財務活動によるキャッシュ・フロー	△33,958	△17,369
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△66,071	5,286
現金及び現金同等物の期首残高	313,223	278,971
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 247,152	※ 284,257

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用（法人税等）の算定方法)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りです。

	前中間会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月 30日)	当中間会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月 30日)
役員報酬	25,980千円	28,676千円
給料及び賞与	51,243	73,202
退職給付費用	1,951	2,553
減価償却費	1,761	2,128
支払手数料	20,991	27,269
賃借料	23,265	32,159

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次の通りです。

	前中間会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月 30日)	当中間会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月 30日)
現金及び預金勘定	469,333千円	650,621千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△222,181	△366,363
現金及び現金同等物	247,152	284,257

(株主資本等関係)

前中間会計期間（自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月 30日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 3月 22日 定時株主総会	普通株式	6,750	75	2024年12月31日	2025年 3月 24日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月 30日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年 3月 21日 定時株主総会	普通株式	10,350	115	2025年12月31日	2026年 3月 23日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、システムインテグレーション事業及びAIソリューション事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	ソリューションサービス事業
一時点で移転される財	—
一定の期間にわたり移転される財	1,060,430
顧客との契約から生じる収益	1,060,430
外部顧客との売上高	1,060,430

当中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	ソリューションサービス事業
一時点で移転される財	—
一定の期間にわたり移転される財	1,253,079
顧客との契約から生じる収益	1,253,079
外部顧客との売上高	1,253,079

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は次の通りです。

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり中間純利益	666円41銭	513円43銭
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	59,976	46,208
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	59,976	46,208
普通株式の期中平均株式数 (株)	90,000	90,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 9 月 25 日

株式会社ウイズ・ワン

取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

指 定 社 員 公認会計士 岩村 豊正
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 寺島 洋希
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイズ・ワンの 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの第 28 期事業年度の中間会計期間（2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイズ・ワンの 2026 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続

企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。